

☆☆☆ 浄化槽設置事業費補助制度 ☆☆☆

神栖市では、市内に居住を目的とした住宅へ、規定の機能基準を満たした高度処理型合併処理浄化槽（10人槽以下）を設置する場合に補助をしています。

■高度処理型合併処理浄化槽とは…

浄化槽には、水洗トイレを処理するだけの「単独処理浄化槽」と、トイレや台所、浴室、洗面所などの生活雑排水も一緒に処理する「合併処理浄化槽」があり、「合併処理浄化槽」の中でも、窒素やりんを除去できる「高度処理型合併処理浄化槽」があります。

補助対象者

- ・汚水処理未普及の解消に繋がることを条件として居住を目的とした住宅に、規定の機能基準を満たした高度処理型合併処理浄化槽（10人槽以下）を設置する方で、当該住宅に住所を有する方（原則として、補助事業年度の3月15日までに住所を有することとなる方を含む）。ただし、住宅に事務所、店舗等の非居住部分が併設されている場合は、非居住部分の面積が当該住宅の2分の1未満であること。

◆ 補助対象浄化槽の機能基準 ◆

窒素除去型（N型）	窒素・りん除去型（NP型）
BOD除去率90%以上 BOD 10mg/ℓ（日間平均値）以下 総窒素濃度 10mg/ℓ以下	左記の機能基準に加え、 総りん濃度 1mg/ℓ以下

補助対象地域

- ・市内の公共下水道事業計画区域外であるか、又は公共下水道事業計画区域内であっても下水道の整備が当分の間（おおむね7年以上）見込まれない区域であること。（下水道課にて確認できます）

補助対象外となるもの

- ・販売の目的で、高度処理型合併処理浄化槽付住宅を建築する者
- ・住宅を借りているもので、賃借人の承諾が得られない者
- ・市税を滞納している者を含む世帯に属する者
- ・法人名義及び団体名義の建物に高度処理型合併処理浄化槽を設置する者
- ・市内在住者で、合併処理浄化槽を使用している者。ただし以下の場合を除く。
 - ① 集合住宅から転居する場合又は現在居住する住宅等から分家独立して住宅等を新築する者
 - ② 災害被害等を受けて必要となった浄化槽の新設又は改築をする者

◆ 補助金限度額 ◆

* 人槽基準は建物の延べ床面積が140㎡以下の場合には5人槽、140㎡を超える場合には7人槽、浴室及び台所が2つ以上ある住宅（2世帯住宅）は10人槽です。

浄化槽区分	人 槽	限 度 額	
		新 設	転 換
窒素除去型 （N型）	5人槽	474,000円	685,000円
	7人槽	615,000円	901,000円
	10人槽	723,000円	1,143,000円
窒素・りん除去型 （NP型）	5人槽	876,000円	1,099,000円
	7人槽	1,219,000円	1,475,000円
	10人槽	1,719,000円	2,063,000円

区 分	限 度 額
単独処理浄化槽撤去費用 （高度処理型合併処理浄化槽に転換する場合）	90,000円
宅内配管設置費用 （霞ヶ浦流域において単独処理浄化槽から転換する場合）	300,000円

補助金の申請手続きについて

【補助金申請】

※必ず設置前に申請してください。提出先は環境課です。

- ・添付書類 ①審査機関を経過した「浄化槽設置届」の写し又は「建築確認申請(第三面まで)」の写し及び「浄化槽明細書」の写し
 - ②設置場所の案内図及び敷地内配置図(設置箇所と排水経路図を明記)
 - ③放流処理を行う場合、法令に基づく道路、水路等の占用許可書の写し
 - ④敷地内処理を行う場合、敷地内処理の概要書、敷地内処理構造図及び維持管理誓約書
 - ⑤登録証の写し★¹ ⑥登録浄化槽管理票C票★¹ ⑦保証登録証★²
 - ⑧住宅等を借りている方は、賃貸人の承諾書
 - ⑨市内在住者は、世帯全員の完納証明書。市外在住者にあつては世帯全員の直前2年分の未納がないことを証する当該市区町村の納税証明書及び住民票の写し
 - ⑩市内在住者あつては、現況の汚水処理方法を示す書類又は写真(戸建て住宅のみ)
 - ⑪浄化槽設置費用の見積書の写し(工事代金の明細が明記されているもの)
 - ⑫転換の場合にあつては、くみ取り便所、単独処理浄化槽又は合併処理浄化槽の現況を示す書類(配置図、排水系統図及び写真)及び撤去、配管工事の見積書
 - ⑬環境保全に関する誓約書の写し
 - ⑭委任状(共有名義で申請した場合に限る。請求書と委任された者が同一になること)
 - ⑮その他市長が必要と認める書類
- ・既設の単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽へ転換する場合の申請は、撤去と設置を同時に届出ることになります。両方の工事が実績報告書提出期限までに完了し、使用開始できることが条件です。

【補助金交付決定】

※補助金の交付が決定しましたら、「補助金交付決定通知書」を送付いたします。

- ・補助金交付決定が出てから浄化槽の工事を着工してください

【実績報告書提出】

※当該年度の3月15日までに必ず提出してください。

- ・添付書類 (3月15日が土日にかかる場合は翌開庁日)
- ①浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書の写し
- ②浄化槽設備士の証するチェックリスト
- ③浄化槽法第7条に基づく法定検査手数料払込証明書及び浄化槽法第11条に基づく法定検査依頼書等の写し
- ④工事施工写真(単独処理浄化槽撤去及び高度処理型合併処理浄化槽設置の着工前から工事完了まで)
- ⑤浄化槽使用開始報告書(正本1部及び写し2部)
- ⑥世帯全員の住民票の写し
- ⑦浄化槽の設置(配管工事を含む)及び単独処理浄化槽の撤去費用がわかる領収書又は請求書の写し
- ⑧既設の単独処理浄化槽の処分に関する産業廃棄物管理票(マニフェストE票)の写し又は最終処分場の発行する証明書の写し

【検査】・【補助金交付確定】

- ※書類の審査、現地検査後に「補助金交付確定通知書」と「請求書」を送付いたします。

【補助金の請求】

- ※「補助金交付確定通知書」と「請求書」が届きましたら、補助金を請求して下さい。

【補助金のお支払い】

※請求書受理後、指定の口座へ振込みます。

★1 登録証・管理票C票について

厚生労働省の国庫補助指針に適合する浄化槽を、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会(全浄協)が審査・登録します。登録された製品には「登録証」が添付され、それと一緒にA・B・Cの3枚複写式伝票の管理票も渡されます。

★2 保証登録証について

1. 工事業者は、(社)茨城県水質保全協会に「保証登録申請書」に保証登録料を添えて、保証登録申請を行います。
2. (社)茨城県水質保全協会は申請の内容を確認のうえ、工事業者に「保証登録証」(3枚組)を交付します。
3. (社)茨城県水質保全協会から全浄協に「保証登録申請書」を送付します。全浄協は、内容を確認のうえ、当該浄化槽を保証登録します。
4. 工事業者は、設置者及び市町村に「保証登録証」を提出します。
登録浄化槽には、機能保証制度が設けられています。保証対象は、法定検査において製造上、又は施工上の欠陥や欠点により異常が判定された場合です。この制度の保証期間は使用開始の日から5年間です。ただし、駆動部分及び散気管については、使用開始の日から1年間です。